

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

↳ 転用資産の減価償却費

Q: 当社では、事業年度の途中で、事務所用の建物を倉庫用に転用しました。

ところで、事務所用と倉庫用では耐用年数が異なるのですが、この建物の減価償却費は、どのように計算するのでしょうか。

A: 転用前後に区分して償却限度額の計算をするのが原則ですが、その事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算することもできます。

【解説】

減価償却資産を、事業年度の途中で従来使用されていた用途から他の用途に転用した場合には、原則として、転用前と転用後に区分して、その償却限度額を計算することとされています。

この場合、転用前と転用後の期間に応じて、それぞれ転用前と転用後の耐用年数により計算した償却限度額の合計額がその事業年度の償却限度額になります。

しかし、この計算は煩わしいことから、転用した資産の全部について、転用した日の属する事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算したときは、これを認めることとしています。

この取扱いは、転用した資産の全部についてこの方法によらなければなりませんから、例えば、A建物だけを期首から転用後の耐用年数により、また、B建物については原則どおり転用前の期間は転用前の耐用年数により、転用後の期間は転用後の耐用年数によるというような選択はできません。

